

通訳案内士法に基づく登録研修機関について

平成30年2月

1. 改正通訳案内士法の概要について
2. 研修内容等について
3. 申請方法等について

1. 改正通訳案内士法の概要について

訪日インバウンドの急増に対応した通訳案内士法改正

○通訳ガイドの量的不足、ガイドニーズの多様化に対応した業務独占制の廃止等通訳案内士制度の大幅な見直し<通訳案内士法の一部改正>
【平成30年1月4日 改正通訳案内士法施行】

<現状・課題>

- ①訪日外国人の急増している中で、地方部への訪問を増大させていくことが必要。
- ②現行の通訳案内士は大都市部に偏在、言語も英語に偏り。
- ③旅行者の興味関心は千差万別で通訳ガイドに対するニーズも多様化。(例: 伝統文化を知りたい、着付け体験をしたい等)
- ④特区等における地域特例通訳案内士が増加。
(平成29年4月1日現在: 26地域2,052名)

【法改正の内容】

<通訳案内士の業務独占規制の廃止・ニーズ多様化への対応>

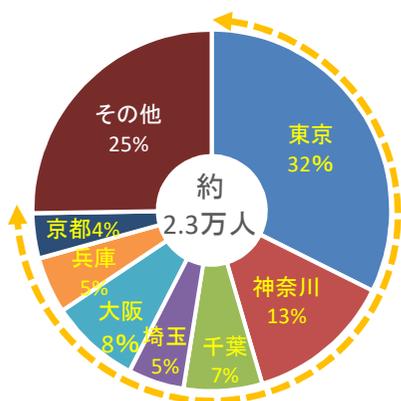
- ①業務独占規制の廃止・名称独占規制の存続。
- ②地域ガイド特例を地域通訳案内士として全国展開。
- ③全国通訳案内士の試験科目の見直し(通訳案内の実務に係る科目の追加)。
- ④全国通訳案内士に対し定期研修受講の義務付け。

【法改正以外の対応】

- 無資格ガイドの質の向上
 - ・無資格者に対しても、有資格者が受講する研修受講を呼びかけ。
- 悪質ガイドの防止
 - ・旅行業者、ランドオペレーターに対し、有資格者を積極的に活用していくよう要請。
 - ・有資格者のデータベースの整備により、旅行業者等の閲覧者が有資格者を検索できるようにし、有資格者が仕事を得やすくなる環境を整備。
 - ・国内観光地において悪質ガイドの実態調査を行い、悪質ガイド防止に向けた取組を進めていく。

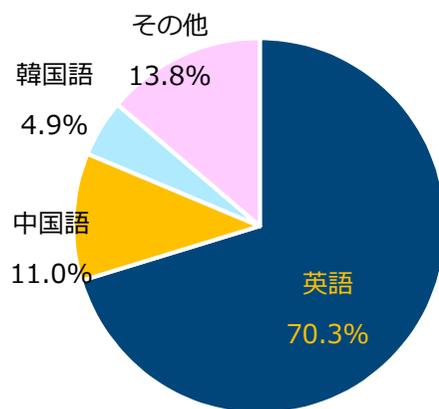
大都市部への偏在

(4分の3は都市部)



英語への偏在

(7割は英語)



全国通訳案内士の試験科目の見直しと定期研修の導入

○ 通訳案内士には、旅行者の関心事項に対応した幅広い「知識」と顧客満足度を高める「能力(スキル)」の両面が必要とされる。今回の見直しにより、「実務」の部分を試験対象に追加。

① 通訳案内士に求められる知識

- ✓ 語学、歴史、地理、一般常識など、業務遂行にあたり必要な知識
- ✓ ヒアリング・スピーキング・リスニングなど、適切に外国人旅行者と意思疎通が図れる語学力 など



試験で
審査

② 実務において求められる知識 (例)

- ✓ 交通・食事・宿泊先の対応など、フルアテンドの**旅程管理に関する基礎的な知識**
- ✓ 体調不良や災害発生時など、**緊急対応時に関する知識**
- ✓ 通訳案内士法の内容や貸切バスの安全基準など、**旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識**



新試験科目
(通訳案内の
実務)に追加

5年に1回の
研修の範囲

③ 通訳案内士としてのスキル (ヒューマンスキル)

- ✓ 外国人の要望を引き出し、解決する高い**コミュニケーション能力**
- ✓ 誠実性、協調性、エンタメ性など、旅行者に対する**適切な対応能力**
- ✓ 手配業者・接待側等に対する責任および配慮



通訳案内士が
自主的に研鑽
を積むべき範囲
(国は研修の
受講を推奨)

④ 訪日外国人旅行者の観光ニーズへの対応

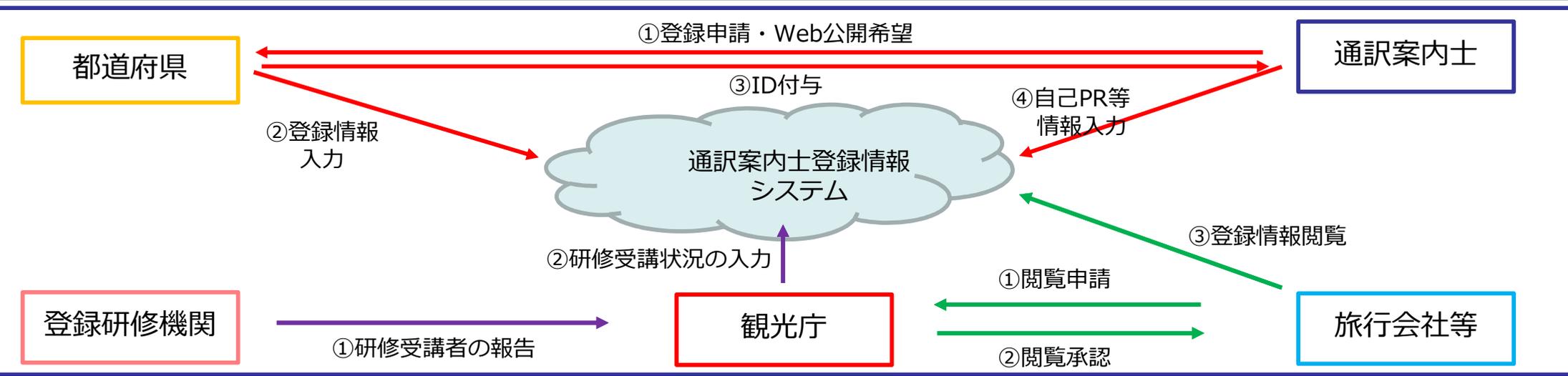
- ✓ 相撲や日本酒など、外国人が好むにコンテンツに関する知識・スキル
- ✓ 日本各地の魅力のある観光資源に関する知識



通訳案内士に求められる要素

通訳案内士登録情報システムの導入について

- 都道府県がそれぞれ管理していた通訳案内士の登録情報を一元的に管理し、旅行業者等、通訳案内士を手配することが想定される者に対して情報公開するためのシステムを観光庁において整備。平成30年1月4日より、閲覧申請の受付を開始したところ。
- 閲覧を承認された旅行業者等が、情報公開希望する通訳案内士の登録情報を閲覧できるほか、5年ごとの受講が義務づけられた登録研修機関が実施する研修の受講状況についても、システム上に反映させる予定。



閲覧対象者

- ① 旅行業者 (第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業)
- ② 旅行サービス手配業者 (ランドオペレーター)
- ③ 旅館業法に基づくホテル及び旅館
- ④ 労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者
- ⑤ 日本版DMO登録団体

※自治体に対しては、別途閲覧権限を付与を予定。



【通訳案内士登録情報システム (旅行業者等向けの検索画面)】

2. 研修内容等について

改正通訳案内士法

- 改正通訳案内士法により、通訳案内士の質を高める観点から、全国通訳案内士は定期的に登録研修機関が行う通訳案内研修を受講する義務が設けられている。
- 都道府県知事は、全国通訳案内士が定期研修の受講義務に違反する場合、その登録を取り消すこととする。（これにより、全国通訳案内士としての稼働状況が適切に登録情報に反映される仕組みとする。）

改正通訳案内士法（抄）

【全国通訳案内士の定期研修の受講義務】

（研修）

第三十条 全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間（※）ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

2 （略）

※「国土交通省令で定める期間」とは、省令により「5年」と定めている。

【登録の取り消し措置】

（登録の取消し等）

第二十九条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

研修実施のスケジュールについて

	~H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
既登録者	改正法施行	施行後、5年以内に登録研修機関研修を受講		以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講						
	都道府県に登録した者 又は 旧試験に合格した者	観光庁研修 (観光庁が実施)		登録研修 機関研修	登録研修 機関研修	登録研修 機関研修	登録研修 機関研修	登録研修 機関研修	登録研修 機関研修	登録研修 機関研修
全国通訳 案内士		新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講		以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講					
			新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講		以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講				
				新試験に合格 (新たに登録)	以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講			以後、5年ごとに登録研修機関研修を受講		

研修の実施基準について①

通訳案内士法

(研修業務の実施に係る義務)

第三十九条 登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

研修実施基準

受講者：通訳案内を行うことを業とする者

研修回数：年1回以上

研修内容：

- ① 研修方法・内容が、観光庁長官が告示で定める基準に適合したものであること。
- ② 観光庁長官の告示で定める教材を使用するものであること。
- ③ 講師は、研修内容に関する受講者からの質問に対して、研修中に適切に応答すること。
- ④ 研修受講後に修了試験を行い、合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。
- ⑤ 研修を実施する日時、場所等の必要な事項や当該研修が通訳案内研修である旨を公示すること。
※登録研修機関の関係者など、限定された者のみが知り得る方法によらないこと。

研修の講師

科目	講師
1. この法律 その他関係 法令に関する科目	<ol style="list-style-type: none"> ① 大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授又は准教授等 ② ①と同等以上の知識及び経験を有する者
2. 実務に関する科目	<ol style="list-style-type: none"> ① 全国通訳案内士試験に合格した者であって、その業務に5年以上従事した経験を有する者 ② ①と同等以上の知識及び経験を有する者

研修の実施基準について②

- 研修方法・内容等について以下の通り定めている。

研修方法について

- ・あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
- ・通訳案内研修に係る料金について、研修に係る実費を勘案して算定したものであること。
- ・特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。
- ・不正な受講を防止するための措置を講じること。

研修教材について

- ・通訳案内業務を行う者として必要な知識・能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。
- ・研修事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。
- ・その他適当と認められる内容のものであること。

修了試験について

※会場を設けて実施の場合

- ・修了試験は、全国通訳案内士に対して行うものであること。
- ・研修事項について、受講者の知識・能力の習得が確認できるものであること。
- ・修了試験の問題の作成、実施・合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。
※不正な行為を防止するため、同一内容の修了試験を連続して繰り返し使用しないこと。また、外部に漏洩することがないよう管理を徹底すること。さらに、随時、修了試験の内容の見直しを行うこと。
- ・修了証明書の様式が観光庁が定めたものであること。
※修了証明書の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により研修修了したことが判明したときは、当該者に係る研修修了の取消し、修了証明書の返納を命ずること（観光庁にも要報告）。

通訳案内研修の修了証明書

通訳案内研修修了証明書

修了番号

修了年月日

氏名

生年月日

通訳案内士法第三十条第一項の規定による通訳案内研修の課程を修了したことを証する。

年 月 日

登録研修機関名

代表者名

印

(日本工業規格 A 列 4 番)

通訳案内研修の内容について①

- 登録研修機関が行う研修の骨格は、以下の通り。

研修内容の骨格

研修項目

以下の内容を柱とすることでどうか。

1. 定期研修（法定研修）

旅程管理や緊急対応時に関する知識、旅行者の安全確保等に係る国の制度に関する知識等、通訳案内士が実務において求められる内容とする。

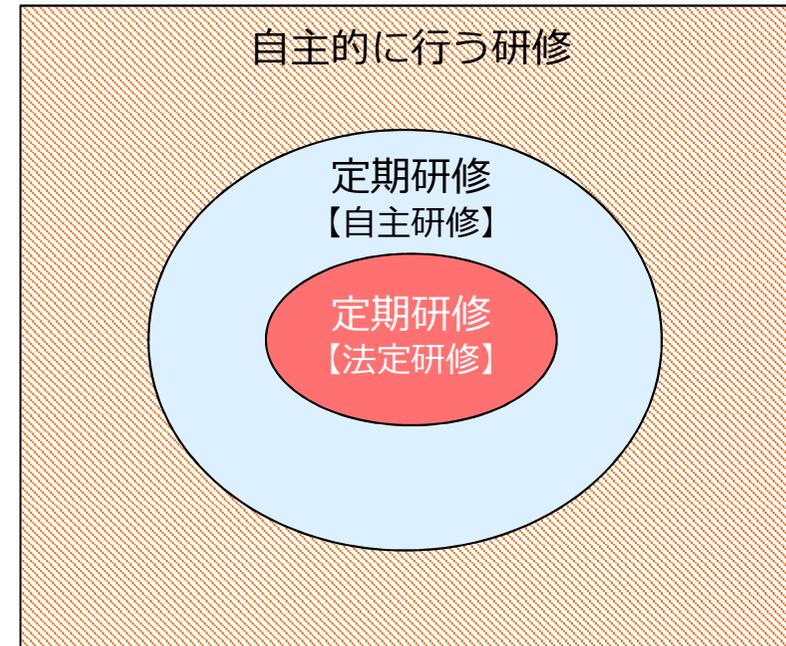
⇒各団体が**共通して実施する研修内容（義務）**とする。

2. 定期研修（自主研修）

法定研修の補完となる研修、初任者研修について真に必要な業務の実施に関する研修内容とする。

⇒各団体が**独自に実施する研修内容（任意）**とする。

研修のイメージ



※定期研修（自主研修）については、観光庁が受講することを推奨

通訳案内研修の内容について②

○ 登録研修機関は、以下の内容となる研修を実施することとしている。

登録研修機関が実施しなければならない研修内容

観光庁が受講を推奨する研修内容

研 修		
研修項目	法定研修	時間
1. 旅程の管理等に関する基礎的な科目	①旅行業に関する基本的な事項 ②旅程管理の実務に関する事項 ③通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 ④その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね 60分以上
2. 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目	①災害等の発生時における行動に関する事項 ②救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 ③その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね 60分以上

研 修	
自主研修	時間
○旅程の管理に関する研修 ①ジャパンレールパスに関する知識 ②国際空港での出入国に関する知識 ③タックスフリーに関する知識 ④国内のインターネット状況 等 ○外国人の要望を引き出し、解決するコミュニケーション能力に関する研修 ○旅行者に対する適切な対応能力に関する研修 ○手配業者、接待側等に対する責任及び配慮に関する研修 ○各地域の魅力的な観光資源についての研修（自治体等との連携を推奨） 等	自由

【参考】経過措置研修

研修項目	コンテンツ	研修時間
1. 旅程の管理等に関する基礎的な科目	①旅行業に関する基本的な事項（法制等） ②改正通訳案内士法 ③旅程管理の実務（貸切バスに関する安全基準、通訳案内士としてのコンプライアンス等を含む。）	40～60分
2. 外国人毎の生活文化への対応	①宗教上の注意点 ②食事制限の知識 ③文化別、国別の特徴	40～60分
3. 危機管理・災害発生時における適切な対応	①災害発生時等における行動の基本（情報収集、お客様への説明・誘導、旅行会社への報告等） ②救急救命措置・医療通訳の基礎 ③Safety Tips ④インバウンド向け旅行保険	40～60分

3. 申請方法等について

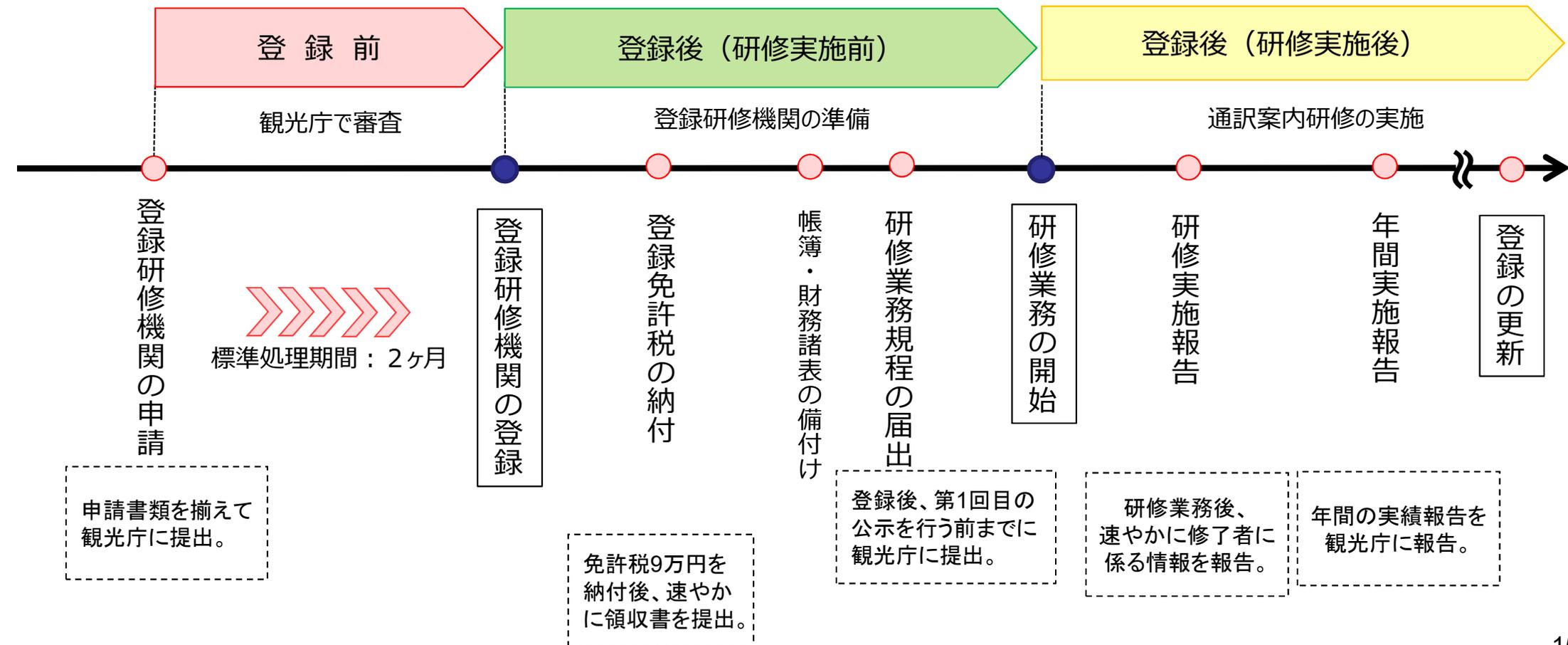
登録研修機関の登録について

通説案内士法

(登録研修機関の登録)

第三十五条 第三十条第一項の登録は、通説案内研修の実施に関する業務(以下「研修業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

申請から研修実施までのスケジュール



申請書類について

申請書類

1. 申請書 +

2. 申請者に関する資料

<法人の場合>

- ・定款（又は寄付行為）
- ・登記事項証明書
- ・役員の氏名、経歴を記載した書類

<個人の場合>

- ・住民票（写し）
- ・履歴書

+

3. 講師等に関する資料

- ①実施を予定している研修内容、日程、受講者数の見込みを記載した書類
- ②各講師の氏名、担当科目、専任・兼任の別を記載した書類
- ③各講師の履歴書、就任同意書
- ④各講師が要件を満たす者であることを証する書面

+

4. その他

申請者（役員）が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

通訳案内士法

（登録の更新）

第三十八条 第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

→登録研修機関は、3年毎に登録の更新を受ける必要がある。

研修業務規程の作成

通訳案内士法

(研修業務規程)

第四十一条 登録研修機関は、研修業務に関する規程（次項において「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

※業務規定の届け出は登録後、第1回目の公示を行うまでに行うものとする。（通達 第四 研修業務規定の届出 参照）

研修業務規程の記載事項

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ①研修業務を行う時間・休日に関する事項 | ⑧登録研修教材に関する事項 |
| ②研修業務を行う事務所に関する事項 | ⑨修了試験の実施方法 |
| ③通訳案内研修の日程・公示方法に関する事項 | ⑩修了証明書の交付・再交付に関する事項 |
| ④通訳案内研修の受講申請に関する事項 | ⑪研修業務に関する秘密保持に関する事項 |
| ⑤通訳案内研修の実施方法に関する事項 | ⑫研修業務に関する帳簿、書類の管理に関する事項 |
| ⑥通訳案内研修に関する料金・収納方法に関する事項 | ⑬不正な受講者の処分に関する事項 |
| ⑦通訳案内研修の内容・時間に関する事項 | ⑭その他研修業務に関して必要な事項 |

必要書類の備付け(財務諸表等の備付け)

通訳案内士法

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十三条 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

※第四十三条第2項第二号・四号の請求に必要な費用について、あらかじめ実費を勘案した金額を定めておくこと。

必要書類の備付け(帳簿の備付け)

通訳案内士法

(帳簿の記載)

第四十七条 登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

通訳案内士法施行規則

(帳簿の記載事項)

第三十四条 法第四十七条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修の料金の収納に関する事項
- 二 通訳案内研修の受講申請の受理に関する事項
- 三 通訳案内研修の証明書の交付及び再交付に関する事項

※修了証明書を交付した者の氏名、住所、登録番号、生年月日、研修修了年月日、修了番号、修了証明書の交付年月日(再交付年月日)

- 四 その他通訳案内研修の実施状況に関する事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録研修機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 登録研修機関は、法第四十七条の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録研修機関は、通訳案内研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を通訳案内研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

報告事項について

研修実施報告

登録研修機関は、**研修実施後、速やかに以下の事項を記載した報告書（受講者リスト）を提出**すること。

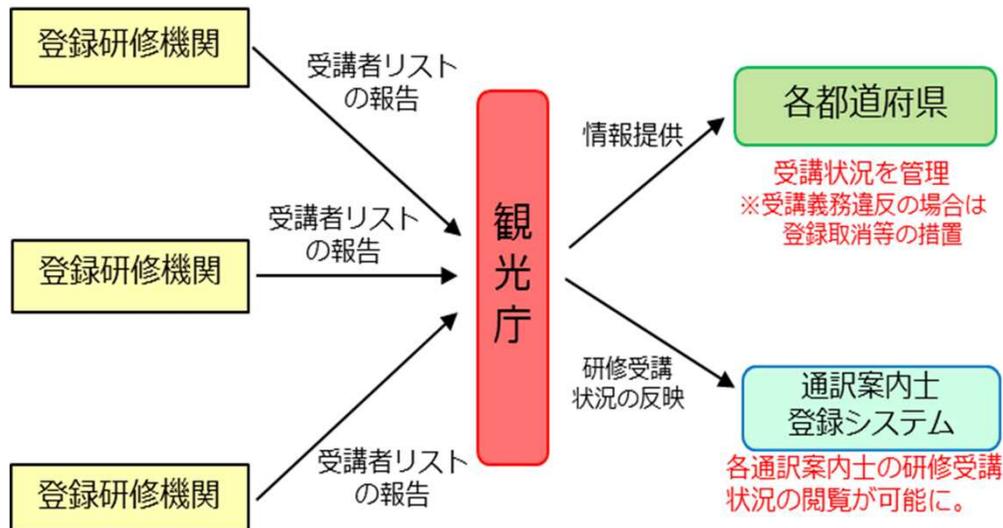
＜報告事項＞ ※報告様式は別途指定

- ・通訳案内研修の実施年月日
- ・修了証明書交付者の氏名、生年月日、登録番号及び住所



観光庁において、全国通訳案内士の受講状況を各都道府県に提供するとともに、「通訳案内士登録検索システム」においても、受講状況を反映。

＜報告業務のイメージ＞



年間実績報告

登録研修機関は、各年度終了後**30日以内に、以下の事項を記載した報告書を提出**すること。

＜報告事項＞

- ・通訳案内研修の実施場所
- ・通訳案内研修の実施回数
- ・通訳案内研修の受講申込者数
- ・通訳案内研修の受講者数
- ・通訳案内研修の修了者数